

今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業（障がい児支援）

【障がい児支援】

『障がい児支援』では、以下にあてはまる方のうち、愛媛県内の障害児通所支援事業所へ通所した場合、交通費を助成します。

❁ 対象

- ①島しょ部（大島・伯方・大三島・関前地域）に居住かつ住民基本台帳法に基づく住所が記載されている方
- ②交付申請日において、申請者が市税の滞納をしていないこと

❁ 助成額

地域	助成額/回（往復）	備考
今治⇄大島	600 円	①片道のみの場合はそれぞれ半額とする。 ②有料道路の障がい者割引制度が利用可能であった場合、又は施設の送迎を受けた場合は対象外とする。
今治⇄伯方	800 円	
今治⇄大三島	1,000 円	
大島⇄伯方	200 円	
伯方⇄大三島	100 円	
大島⇄大三島	300 円	
今治⇄関前	2,800 円 (旅客のみの場合 800 円) に加え 1 歳以上の児童一人あたり 400 円	

❁ 申請に必要なもの

◎今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業助成金交付申請書兼請求書（障がい児支援）

◎添付書類

1. 島しょ部を発着するしまなみ海道通行料を証明できるもの（ETC の利用明細など）及び関前を発着する船舶乗船料を証明できるもののコピー
※ E T C の利用明細の場合は申請者又は同一世帯の者の名義
2. 対象施設への児童の通所及び送迎実績を証する書類写し
3. 申請者の本人確認書類（顔写真のある運転免許証等は 1 点、顔写真のない保険証や住民票は 2 点）

◎そのほか、個別の事情に応じて書類等をご提出頂くことがあります。

❁ お問い合わせ

今治市障がい福祉課 （市役所本館 1 階）

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1 電話番号 0898-36-1527

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

❁ 申請窓口

障がい福祉課または、各支所住民サービス課